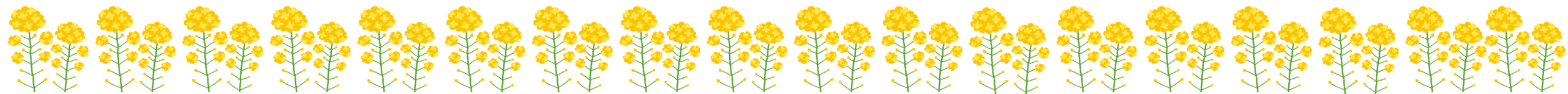


弟子屈町で利用できる 介護保険サービス

（令和7年5月改正）

弟子屈町地域包括支援センター





サービス事業所	ホームヘルプステーションすずらん ～尊重・信頼・協同に心を添えて介護に携わり、提供します。 ✿住所：〒086-0212 野付郡別海町別海鶴舞6番45 ✿TEL：0153-79-5535 ✿FAX:0153-79-5470 ✿休業日：12/31-1/4及び研修日(5、11月の第4日曜日) ※場合により相談に応じます。 ✿サービス提供時間：24時間対応 ✿支払い方法：ヘルパー渡し、口座引き落とし（ゆうちょ、大地みらい信金） ✿その他：<u>介護職員処遇改善加算Ⅰ、生活機能向上連携加算Ⅰ、Ⅱ</u> <u>緊急訪問介護加算 夜間(25%)深夜(50%)加算</u>	弟子屈町社協ヘルパーステーションましゅう ～土日祝祭日の、休業日の対応については場合により相談に応じています。 ✿住所：〒088-3211 弟子屈町中央2丁目10-25 ✿TEL:015-482-2112 ✿FAX:015-482-1236 ✿休業日：土・日・祝祭日、12/31-1/5 ✿サービス提供時間：7：45～19：00 ✿支払い方法：ヘルパー渡し、事業所に持参 ✿その他：<u>介護職員処遇改善加算Ⅱ</u>
要支援1、2の方 事業対象者	●利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援や地域の支え合い・支援サービスなどが受けられない場合にはホームヘルパーによるサービスが提供できます。 ■サービス費用の目安：サービス内容の区別や時間設定はない。 ・定額制（月単位） ・訪問型サービス費（Ⅰ）週1回程度：1,176/月 ・訪問型サービス費（Ⅱ）週2回程度：2,349/月 ・訪問型サービス費（Ⅲ）週3回以上：3,727/月（要支援2の方のみ）/月 <加算> ・サービス提供責任者初回加算：200単位/月 ・特別地域加算(15%)	●利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援や地域の支え合い・支援サービスなどが受けられない場合にはホームヘルパーによるサービスが提供できます。 ■サービス費用の目安：サービス内容の区別や時間設定はない。 ・定額制（月単位） ・訪問型サービス費（Ⅰ）週1回程度：1,176/月 ・訪問型サービス費（Ⅱ）週2回程度：2,349/月 ・訪問型サービス費（Ⅲ）週3回以上：3,727/月（要支援2の方のみ）/月 <加算> ・サービス提供責任者初回加算：200単位/月 ・特別地域加算(15%) ・処遇改善加算Ⅱ
要介護1～5の方	●ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。 ■サービス費用の目安（1回）：家事を中心としたサービス ・20分以上45分未満：197単位 ・45分以上：242単位 <身体の援助を中心としたサービス> ・30分未満：268単位 ・30分以上60分未満：426単位 <加算> ・サービス提供責任者初回加算：200単位/月 ・緊急訪問加算 ・特別地域加算（15%） ・特定事業所加算Ⅱ	●ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。 ■サービス費用の目安（1回）：家事を中心としたサービス ・20分以上45分未満：197単位 ・45分以上：242単位 <身体の援助を中心としたサービス> ・（20分未満：179単位）※算定要件などあり ・20分以上30分未満：268単位 ・30分以上60分未満：426単位 <加算> ・サービス提供責任者初回加算：200単位/月 ・特別地域加算（15%） ・処遇改善加算Ⅱ

サービス事業所	訪問介護ステーションたんぽぽ ～経験年数長いヘルパーが揃っています。 ✿住所：〒088-3203 弟子屈町湯の島3丁目1-5 ✿TEL：015-482-7667 ✿FAX:015-482-7670 ✿休業日：土・日曜日、お盆、年末年始 ✿サービス提供時間：24時間（休業日の対応については状況に応じて対応） ✿支払い方法：ヘルパー渡し、事務所に持参、振込 ✿その他：<u>介護職員処遇改善加算Ⅰ、介護職員特定処遇改善加算Ⅱ</u> <u>緊急訪問介護加算(要介護のみ)</u> <u>夜間(25%)深夜(50%)加算</u>	訪問介護ステーションひかり ✿住所：〒088-3202 弟子屈町鈴蘭2丁目1-1 ✿TEL:015-482-1114 ✿休業日：なし （介護保険サービス事業所の指定登録なし）
要支援1、2の方 事業対象者	●利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援や地域の支え合い・支援サービスなどが受けられない場合にはホームヘルパーによるサービスが提供できます。 ■サービス費用の目安：サービス内容の区別や時間設定はない。 ・定額制（月単位） ・訪問型サービス費（Ⅰ）週1回程度：1,176/月 ・訪問型サービス費（Ⅱ）週2回程度：2,349/月 ・訪問型サービス費（Ⅲ）週3回以上：3,727/月（要支援2の方のみ）/月 <加算> ・サービス提供責任者初回加算：200単位/月 ・特別地域加算(15%)	
要介護1～5の方	●ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。 ■サービス費用の目安（1回）：家事を中心としたサービス ・20分以上45分未満：179単位 ・45分以上：220単位 <身体の援助を中心としたサービス> ・（20分未満：179単位） ※算定要件などあり ・20分以上30分未満：268単位 ・30分以上60分未満：426単位 <加算> ・サービス提供責任者初回加算：200単位/月 ・緊急訪問時加算 ・特別地域加算(15%)	

サービス事業所	ヘルパーセンター ケアサポートまつやま（入居者のみ対応） ～ヘルパーは24時間常駐していますので急な要請にも対応できます。 ☆住所：〒088-3465 弟子屈町川湯温泉1丁目3-6 ☆TEL：015-483-5512 ☆FAX:015-483-5513 ☆休業日：なし ☆支払い方法：銀行振込み ☆その他：<u>介護職員処遇改善加算Ⅰ、特定事業所加算Ⅰ、同一建物減算</u>	森の家 しらかば ～ご本人ができる事を大切にしながら、日常生活の援助をします。 ☆住所：〒088-3465 弟子屈町川湯温泉4丁目11-5 ☆TEL：015-483-5151 ☆FAX：015-483-3000 ☆休業日：なし ☆サービス提供時間：8時30分～18時 ☆支払い方法：ヘルパー手渡し、事業所に持参・振込 ☆その他：<u>介護職員処遇改善加算Ⅰ、特定事業所加算Ⅰ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ、同一建物減算</u>
要支援1、2の方	●自宅での生活行為や運動機能を向上のための支援をします。 ■サービス費用の目安 ・訪問型サービスⅠ（週1回） 1,176単位/月 ・訪問型サービスⅡ（週2回） 2,349単位/月 ・訪問型サービスⅢ（週3回） 3,727単位/月 <加算> ・特別地域加算	●自宅での生活行為や運動機能を向上のための支援をします。 ■サービス費用の目安 ・訪問型サービスⅠ（週1回） 1,176単位/月 ・訪問型サービスⅡ（週2回） 2,349単位/月 ・訪問型サービスⅢ（週3回） 3,727単位/月 <加算> ・サービス提供体制強化加算Ⅰ：6単位/回 ・短期集中リハビリ加算（週2回以上）200単位/日1ヶ月 ・特別地域加算
要介護1～5の方	●ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。 ■サービス費用の目安（1回）：家事を中心としたサービス ・20分以上45分未満：・179単位 ・45分以上：・220単位 <身体の援助を中心としたサービス> ・（20分未満：163単位）※算定要件などあり ・20分以上30分未満：244単位 ・30分以上60分未満：・387単位 <加算>・サービス提供責任者初回加算：200単位/月 ・緊急訪問時加算 ・特別地域加算(15%)	●ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。 ■サービス費用の目安（1回）：家事を中心としたサービス ・20分以上45分未満：・215単位 ・45分以上：・264単位 <身体の援助を中心としたサービス> ・（20分未満：196単位）※算定要件などあり ・20分以上30分未満：293単位 ・30分以上60分未満：・464単位 <加算>・サービス提供責任者初回加算：200単位/月 ・緊急訪問時加算 ・特別地域加算(15%)

標茶地域訪問看護ステーション

☀住所：〒088-2311 標茶町開運4丁目2番地 標茶ふれあい交流センター
 ☀TEL：015-485-0783
 ☀FAX:015-485-0685

❀休業日：土日祝祭日、12月29日～1月3日 ❀サービス提供時間：8：45～17：30

上記に限らず、特段の事情がある場合は訪問看護の提供をさせていただきます。又、必要時には電話相談が可能です。（要事前確認）

❀支払い方法：銀行引き落とし 月払い(現金)

担当医師の指示のもと、看護師が自宅を訪問し、看護させていただきます。

(1)病状・障害の観察 (2)清拭・洗髪等による清潔の保持 (3)食事及び排泄等日常生活の世話 (4)褥そうの予防。処置 (5)リハビリテーション
(6)ターミナルケア (7)認知症患者の看護 (8)療養生活や介護方法の指導 (9)カテーテル等の管理
(10)その他医師の指示による医療処置

<加算>

・サービス提供体制強化加算1：6単位/回
・特別地域訪問看護加算 注
・特別管理加算Ⅰ：500単位/月 注 Ⅱ：250単位/月 注
・初回加算：300単位/月
・退院時共同指導加算：600単位/月

注：支給限度額管理の対象外

退院当日の訪問看護の算定が可能。看護師によるリハビリも行わせていただいています。

介護認定を受けていても、特定疾患、精神疾患、がん末期の方は医療保険の訪問看護が優先となります。

■サービス費用の目安(1回)※()内は、特別地域訪問看護加算後の単位です。

予防訪問看護 30分未満：451単位
(519)

30分以上60分未満：794単位
(913)

60分以上90分未満：1090単位
(1254)

■サービス費用の目安(1回)※()内は、特別地域訪問看護加算後の単位です。

訪問看護	30分未満：471単位 (542)	30分以上60分未満：823単位 (946)	60分以上90分未満：1128単位 (1297)
------	----------------------	---------------------------	-----------------------------

サービス事業所	日本財団在宅看護センター 訪問看護・リハビリテーションセンター ななかまど弟子屈 ～平日(月～金曜日)の訪問が可能です。退院当日の訪問看護の算定が可能。看護師によるリハビリも行わせていただいています。 ✿住所：〒088-3211 弟子屈町中央2丁目2-13 ✿TEL：080-1999-5163 ✿FAX:011-624-6910 ✿休業日：土日祝祭日 ✿サービス提供時間：8：30～17：30 上記に限らず、特段の事情がある場合は訪問看護の提供をさせていただくことがあります。 電話相談をさせていただきます。（要相談） ✿支払い方法：銀行引き落とし（月払い）				
内容	担当医師の指示のもと、看護師が自宅を訪問し、看護させていただきます。 介護認定を受けていても、特定疾患、精神疾患、がん末期の方は医療保険の訪問看護が優先となります。 (1)病状・障害の観察 (2)清拭・洗髪等による清潔の保持 (3)食事及び排泄等日常生活の世話 (4)褥そうの予防。処置 (5)リハビリテーション (6)ターミナルケア (7)認知症患者の看護 (8)療養生活や介護方法の指導 (9)カテーテル等の管理 (10)その他医師の指示による医療処置				
容	＜加算＞ ・ サービス提供体制強化加算1：6単位/回 ・ 特別地域訪問看護加算 注 ・ 特別管理加算Ⅰ：500単位/月 注 Ⅱ：250単位/月 注 ・ 初回加算：300単位/月 ・ 退院時共同指導加算：600単位/月 注：支給限度額管理の対象外				
1、 2、 要 支 援 方	■サービス費用の目安(1回) ※() 内は、特別地域訪問看護加算後の単位です。 <table><tr><td>予防訪問看護</td><td>30分未満：451単位 (519)</td><td>30分以上60分未満：794単位 (913)</td><td>60分以上90分未満：1090単位 (1254)</td></tr></table>	予防訪問看護	30分未満：451単位 (519)	30分以上60分未満：794単位 (913)	60分以上90分未満：1090単位 (1254)
予防訪問看護	30分未満：451単位 (519)	30分以上60分未満：794単位 (913)	60分以上90分未満：1090単位 (1254)		
1、 5、 要 介 護 方	■サービス費用の目安(1回) ※() 内は、特別地域訪問看護加算後の単位です。 <table><tr><td>訪問看護</td><td>30分未満：471単位 (542)</td><td>30分以上60分未満：821単位 (944)</td><td>60分以上90分未満：1125単位 (1294)</td></tr></table>	訪問看護	30分未満：471単位 (542)	30分以上60分未満：821単位 (944)	60分以上90分未満：1125単位 (1294)
訪問看護	30分未満：471単位 (542)	30分以上60分未満：821単位 (944)	60分以上90分未満：1125単位 (1294)		

サービス事業所	川湯の森病院 訪問リハビリテーション ～理学療法・作業療法・言語聴覚療法のリハビリに対応しています。ご利用者様の心身機能やライフスタイル、家屋環境などを専門的に評価し、リハビリ提供しています。その人らしい日々を過ごしていけるようサポートしていきます。 ✿住所：〒088-3465 弟子屈町川湯温泉 4 丁目8-30 ✿TEL:015-483-3121 ✿FAX：015-483-2763 ✿休業日：土、日曜日、12/30～1/3 ✿支払い方法：担当者に手渡し、振込
要支援1、2の方	●自宅での生活行為や運動機能向上のための支援をします。 ■サービス費用の目安 20分を目安として：298単位 ＜加算＞・サービス提供体制強化加算Ⅰ：6単位/回 ・特別地域加算
要介護1～5の方	●自宅での生活行為や運動機能向上のための支援をします。 ■サービス費用の目安 20分を目安として：308単位 ＜加算＞・サービス提供体制強化加算Ⅰ：6単位/回 ・特別地域加算 ・リハビリテーションマネジメント加算：180単位/1ヶ月

サービス事業所	弟子屈町指定通所介護事業所 ❖住所：〒088-3213 弟子屈町桜丘3丁目5-3 ❖TEL：015-482-5526 ❖FAX：015-482-5547 ❖休業日：土日祝祭日、12/31～1/5 ❖サービス提供時間：10：00～15：30 ❖支払い方法：窓口支払い ❖利用定員：1日25名 ❖保険外の費用：食事代（1食）：460円 ❖その他：通常規模型	デイサービス「ケアサポートまつやま」 ～少人数ならではのアットホームな雰囲気の中、サービスを提供させていただいております。 ❖住所：〒088-3465 弟子屈町川湯温泉1丁目3-6 ❖TEL：015-483-5512 ❖FAX：015-483-5513 ❖休業日：土日祝祭日、12/29～1/3 ❖サービス提供時間：9：30～16：30 ❖利用定員：1日10名 ❖保険外の費用：食事代（1食）600円 複写物（1枚）10円 おむつ代（実費）1枚100円 ❖その他：<u>通所介護同一建物減算 -94単位/日</u> 地域密着型 月・木曜日の実施
要支援1、2の方 事業対象者	送迎、入浴、食事提供のほかに、体操、手工芸、レクリエーションなどを提供します。 ■サービス費用の目安 要支援1、事業対象者：436単位/回（4回まで）、5回利用の場合：1798単位 要支援2：447単位/回（8回まで）、9回利用の場合：3621単位 <加算> ・サービス提供体制加算Ⅱ 要支援1、事業対象者 Ⅱ 1：72単位/月 要支援2 Ⅱ 2：144単位/月 ・介護職員処遇改善加算Ⅳ（事業対象者も同様）	送迎、入浴、食事提供のほかに、体操、手工芸、レクリエーションなどを提供します。 ■サービス費用の目安 要支援1、事業対象者：436単位/回（4回まで）、5回利用の場合：1798単位 要支援2：447単位/回（8回まで）、9回利用の場合：3621単位 <加算>・介護職員等処遇改善加算Ⅱ
要介護1～5の方	送迎、入浴、食事提供などの日常生活支援や生活行為向上のための支援をします。 ■サービス費用の目安(1回) ・通常型通所介護 Ⅰ31 要介護1：570単位、Ⅰ32 要介護2：673単位 Ⅰ33 要介護3：777単位、Ⅰ34 要介護4：880単位 Ⅰ35 要介護5：984単位 <加算> ・サービス提供体制加算Ⅱ：18単位/回 ・入浴介助加算Ⅰ：40単位/回・介護職員処遇改善加算Ⅳ	送迎、入浴、食事提供などの日常生活支援や生活行為向上のための支援をします。 ■サービス費用の目安(1回) 地域密着型通所介護（7時間以上8時間未満） 要介護1：753単位、要介護2：890単位、要介護3：1032単位、 要介護4：1172単位、要介護5：1312単位 <加算> ・入浴介助加算Ⅰ：40単位/回 ・介護職員等処遇改善加算Ⅱ

サービス事業所	特別養護老人ホーム摩周 ❖住所：〒088-3212 弟子屈町泉2丁目3-7-2 ❖TEL：015-482-5337 ❖FAX:015-482-5380 ❖支払い方法：窓口支払い、振込み ❖保険外の費用：食事代（1日）1445円、滞在費（1日）2066円 食費・滞在費共に減免措置あり ❖その他：土日祝祭日対応は不可 2か月前から予約可能 ❖利用定員：1日10名（令和3年6月1日～空床利用型）送迎対応あり
要支援1、2の方	●介護予防を目的とした日常の生活の援助を提供します。 ●家族や本人の状況により送迎します。 ■サービス費用の目安（1日） ・ユニット型介護予防短期入所生活介護（Ⅰ） 要支援1：529単位 要支援2：656単位 <加算> ・送迎加算（片道）184単位 ・サービス提供体制強化加算（Ⅱ）：18単位/日
要介護1～5の方	●日常の生活の援助を提供します。 ●家族や本人の状況により送迎します。 ■サービス費用の目安（1日） ・ユニット型短期入所生活介護（Ⅰ） 要介護1：704単位 要介護2：772単位 要介護3：847単位 要介護4：918単位 要介護5：987単位 <加算> ・送迎加算（片道）：184単位/回 ・サービス提供体制強化加算（Ⅱ）：18単位/日 ・看護体制加算（Ⅰ）□：4単位/日 ・看護体制加算（Ⅱ）□：8単位/日 ・夜勤職員配置加算（Ⅳ）：18単位/日

福祉用具貸与 特定福祉用具販売（受領委任払い）

P10



サービス事業所	エアウオーターライフソリューション(株)釧路営業所 ～介護保険対象以外にも木製ベッドの自費レンタルも行っておりますので、より利用者様の身体状況にあったサービスを提供致します。 ✳住所：〒085-0026 釧路市寿町4丁目3-10 ✳TEL：0154-25-4088 ✳FAX：0154-25-4077 ✳休業日：土日祝祭日、年末年始、盆休み ✳来町頻度：週1回～2回（曜日は決めておらず、お客様の都合に合わせて訪町します。） ✳支払い方法：金融機関振替、集金 ✳その他：中古品販売あり、自費レンタルあり	(株)メルプ東部営業所 ～釧路・根室管内に根差した営業をしております。道東出身の社員がほとんどで、弟子屈町になじみが強い者が担当させていただきます。 ✳住所：〒086-0205 野付郡別海町別海常磐町138 ✳TEL:0153-74-8125 ✳FAX：0153-74-8126 ✳支払い方法：金融機関振替、集金（合わせるが3か月ごとの人が多い） ✳休業日：土日祝祭日、年末年始 ✳営業時間：8:45～17:15 ✳来町頻度：週2回（月曜日か木曜日） ✳その他：自費レンタルあり 中古品販売あり
要支援1、2の方	福祉用具貸与 ※ただし、要支援1・2、及び要介護1の方には、車いす、介護用ベッド、床ずれ防止用具、体位交換器、徘徊感知機器、移動用リフトは原則給付の対象になりません。	特定福祉用具販売（受領委任払い） ・入浴や排泄などに使用する福祉用具のうち介護予防に役立つ用具を販売し、その購入費を支給します。（年間10万円を上限） 《種類》 ・腰掛け便座 ・入浴補助用具 ・排泄予測支援機器（特殊尿器） ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具
要介護1～5の方		・入浴や排泄などに使用する福祉用具を販売し、その購入費を支給します。（年間10万円を上限） 《種類》 ・腰掛け便座 ・入浴補助用具 ・排泄予測支援機器（特殊尿器） ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具



サービス事業所	（株）マルベリー ～特定福祉用具のデモ機多数あり、使用してからの購入可能(一部出来ないものもございます) レンタル品を自社倉庫で管理、早期対応も可能 ✿住所：〒084-0906 釧路市鳥取大通9丁目4番23号 ✿TEL：0154-51-3084 ✿FAX:0154-51-3360 ✿休業日：土日祝祭日、年末年始 ✿営業時間：8：30～17：30 ✿来町頻度：週3～4回（不定期） ✿支払い方法：金融機関振替、集金、郵便局の振り込み可 ✿その他：自費レンタルあり	（株）エンパイアー ～自立の支援や介護される方のご負担の軽減に役立つような福祉用具のご提案をさせていただいております。福祉用具のレンタル、販売の他、身の回りの必要な小物や消耗品等の相談・販売も1つから承っておりますのでお気軽にお問い合わせください。 ✿住所：〒085-0031 釧路市中島町12番30号 ✿TEL:0154-22-6828 ✿FAX：0154-32-7407 ✿支払い方法：集金、金融機関振替、郵便局振替 ✿休業日：土日祝祭日、お盆、年末年始 ✿営業時間：8：30～17：30 ※夏季：第1土曜日、月末土曜日営業 ✿来町頻度：不定期 ✿その他：自費レンタルあり 中古品販売あり
要支援1、2の方	福祉用具貸与 ※ただし、要支援1・2、及び要介護1の方には、車いす、介護用ベッド、床ずれ防止用具、体位交換器、徘徊感知機器、移動用リフトは原則給付の対象になりません。	特定福祉用具販売（受領委任払い） ・入浴や排泄などに使用する福祉用具のうち介護予防に役立つ用具を販売し、その購入費を支給します。（年間10万円を上限） 《種類》 ・腰掛け便座 ・入浴補助用具 ・排泄予測支援機器（特殊尿器） ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具
要介護1～5の方		・入浴や排泄などに使用する福祉用具を販売し、その購入費を支給します。（年間10万円を上限） 《種類》 ・腰掛け便座 ・入浴補助用具 ・排泄予測支援機器（特殊尿器） ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具

サービス事業所	（株）フロンティア釧路営業所 ～福祉用具に関する豊富な知識、経験を持ったスタッフがケアマネジャーの皆様と密に連携を取りながら、ご利用者の身体状況や環境に応じた最適な福祉用具を提案します。まずはお試しで福祉用具をご利用いただくことも可能ですので、お気軽にお問い合わせください。 ❖住所：〒085-0036 釧路市若竹町14番12号 ❖TEL：0154-25-2355 ❖FAX：0154-25-2356 ❖休業日：日祝祭日、12/30～1/3 ❖営業時間：9：00～18：00 ❖来町頻度：不定期 ❖支払い方法：貸与・契約月、解約月は現金集金 2か月目以降はコンビニ収納又は口座引き落とし ❖その他：自費レンタル、販売あり	
	（株）あしのメディカル 介護ショップ ホットハート ～私たちホットハートの職員は、フットワークが軽いのが持ち味です。利用者様に寄り添った福祉用具の提案をさせていただきます。介護保険対象外の場合でも自費レンタルや販売などもあり、また入浴商品やシューズのデモ品も多数ご用意しておりますので、お気軽にお問い合わせください。 ❖住所：〒085-0058 釧路市愛国東2丁目1番17号 ❖TEL：0154-68-4919 ❖FAX：0154-38-7152 ❖支払い方法：金融機関振替、集金 ❖休業日：土日祝祭日、年末年始（12/30～1/3） 緊急時相談可 緊急時は相談により当日対応することも可能（AM電話相談→PM訪問対応） ❖営業時間：8：30～17：30 ❖来町頻度：月1～2回（不定期）❖その他：自費レンタル、販売あり	
要支援1、2の方	福祉用具貸与	特定福祉用具販売（受領委任払い）
要介護1～5の方	※ただし、要支援1・2、及び要介護1の方には、車いす、介護用ベッド、床ずれ防止用具、体位交換器、徘徊感知機器、移動用リフトは原則給付の対象になりません。	・入浴や排泄などに使用する福祉用具のうち介護予防に役立つ用具を販売し、その購入費を支給します。（年間10万円を上限） 《種類》 ・腰掛け便座 ・入浴補助用具 ・排泄予測支援機器（特殊尿器） ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具
		・入浴や排泄などに使用する福祉用具を販売し、その購入費を支給します。（年間10万円を上限） 《種類》 ・腰掛け便座 ・入浴補助用具 ・排泄予測支援機器（特殊尿器） ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具

サービス事業所	ダスキンヘルスレント釧路ステーション		福祉用具ショップ小清水 ～自身が持つ作業療法士・ケアマネジャーの資格を活用した福祉住環境プロデュースをさせていただきます。 おひとりおひとりに見合う適切な福祉用具の選定および住宅改修のご提案など、住み慣れたご自宅で安心安全かつ自律した暮らしの継続を支援いたします。	
	❖住所：〒088-0626 釧路郡釧路町桂2丁目29-3 ❖TEL：0154-38-1166 ❖FAX：0154-38-5560 担当：高井 ❖休業日：日祝祭日、年末年始（12/31～1/4） ❖営業時間：9：00～18：00 ❖来町頻度：都度 ❖支払い方法：現金集金又は振込 ❖その他：自費レンタル、販売あり（杖、シューズ、食器等）		❖住所：〒099-3615 斜里郡小清水町字中里263番地 ❖TEL:080-8297-0706 ❖FAX：0152-62-2611 ❖支払い方法：金融機関振替、集金 ❖休業日：土日祝祭日、年末年始（12/30～1/3） 緊急時相談可 緊急時は相談により当日対応することも可能（AM電話相談→PM訪問対応） ❖営業時間：9：00～17：00 ❖その他：自費レンタル、販売あり	
要支援1、2の方	福祉用具貸与 ※ただし、要支援1・2、及び要介護1の方には、車いす、介護用ベッド、床ずれ防止用具、体位交換器、徘徊感知機器、移動用リフトは原則給付の対象になりません。		特定福祉用具販売（受領委任払い） ・入浴や排泄などに使用する福祉用具のうち介護予防に役立つ用具を販売し、その購入費を支給します。（年間10万円を上限） 《種類》 ・腰掛け便座 ・入浴補助用具 ・排泄予測支援機器（特殊尿器） ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具	
要介護1～5の方			・入浴や排泄などに使用する福祉用具を販売し、その購入費を支給します。（年間10万円を上限） 《種類》 ・腰掛け便座 ・入浴補助用具 ・排泄予測支援機器（特殊尿器） ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具	

要支援1、2の方

要介護1～5の方

受領委任払い指定事業所	現在弟子屈町で事業展開をしているサービス事業所（参考） ・特に業者の指定はありません。 ・「受領委任払い」をご利用する場合は・・・ 《指定業者》 (株)ウェルネス石井（清里） (株)熊谷工務店 アイウオーターライフソリューション(株)（釧路市） (株)近藤建設 (株)マルベリー（釧路市） (株)ホクセイ (株)矢野建設 (株)奥村建設 星川営繕社 槻木建具 (有)畑中産業 坂本家具建具製作所 (株)インパ^oアイホームヘルスケア事業部(釧路市) (株)メルプ福祉事業部東部営業所 国安工務店 (株)三好メディカル(北見市) 東出リフォーム (株)あしのメディカルホットハート REホーム(株)（釧路市） (株)フロンティア（釧路市）
要支援1、2の方	介護予防に役立つ手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を上限に費用を支給します。 ・受領委任払い指定事業所以外の事業所の場合は、いったん全額を事業所にお支払いいただき、その後の手続きにより7～9割を利用者の方に支給します。（償還払い） また、「受領委任払い」というものがあり、指定を受けた業者の場合には、利用者の方が、自己負担分（1割～3割）の分だけ支払い、残りは町から業者に支払います。 ・住宅改修は事前申請のため、担当のケアマネジャーにご相談ください。
1、5の介護の方	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を上限に費用を支給します。

サービス事業所	信診連居宅介護支援事業所 いたわり ～医療や介護事業所との連携を取り、ご利用者、ご家族の思いを大切に、支援させていただきます。 ✿住所：〒088-3203 弟子屈町湯の島3丁目1番5号 ✿TEL：015-482-7667 ✿FAX:015-482-7670 ✿ケアマネジャー：1名（管理者含む）	弟子屈町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所 ～要介護状態にある方に対し適正な居宅介護支援を提供する事により要介護状態の維持、改善を目的とし目標を設定して計画的にサービスを提供します。また、関係市町村、地域、保健、医療、福祉サービスと連携を図り統合的なサービス提供に努めます。 ✿住所：〒088-3211 弟子屈町中央2丁目10番25号 ✿TEL:015-486-7750 ✿FAX：015-482-1236 ✿ケアマネジャー：3名（管理者含む）
	居宅介護支援事業所 まつやま ～地域に出ていけることを目指し、地域の方が安心して暮らしていけるよう支援します。 ✿住所：〒088-3465 弟子屈町川湯温泉1丁目3-6 ✿TEL：015-483-5512 ✿FAX:015-483-5513 ✿ケアマネジャー：1名（管理者含む）	居宅介護支援事業所 森の家 <u>現在休止中ですが体制が整い次第再開予定です。</u> ✿住所：〒088-3465 弟子屈町川湯温泉4丁目11-5 ✿TEL：015-483-5252 ✿FAX:015-483-3000
要介護1～5の方 支援1、2の方 事業対象者	「要介護者」の方の、ケアプランを作成しその方の能力に応じて自立した生活を送れるよう支援します。	

サービス事業所	弟子屈町地域包括支援センター（福祉課 地域包括支援係） ～高齢者の総合的な相談を受けて、必要な機関に繋がります。 そのほか権利擁護（成年後見制度、高齢者虐待、消費者被害）や地域のケアマネジャーの支援を行います。 ❀住所：〒088-3211 弟子屈町中央2丁目3－1 ❀TEL：015-482-2921（福祉課直通） ❀FAX:015-482-3547（福祉課）
要支援1、2の方 事業対象者	「要支援者」の方の、ケアプランを作成しその方の能力に応じて自立した生活を送れるよう支援します。

